商品概要説明書

令和元年5月1日現在適用中

	一点,一点一点,一点一点,一点一点,一点一点,一点一点,一点一点,一点一点,		
1. 商品名	・ふれあい定期預金		
2. 販売対象	・当金庫で年金を受給または新規・変更手続きを完了された個人 ・当金庫で3年以内に年金を受給されることを予約された個人		
3.期間	・1年または2年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いとなります		
4. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・100円以上350万円以内(一人当り合計350万円まで。複数預入可) ・1円単位		
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します		
6. 利 息 ①適用金利	・預入時の店頭表示の利率を基準にして次の利率を適用します 《当初預入時》 預入金額に応じ、スーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示の利率へ年0.05% 上乗せした利率を初回の満期日まで適用します 《自動継続時》 自動継続後の利率は、継続時におけるふれあい定期預金の適用利率となります。ただし、 継続時において当金庫で年金受給指定のない場合または年金受取のご予約のない場合、継 続後の利率は継続時におけるスーパー定期またはスーパー定期300の店頭表示利率が適 用されます		
②利払頻度	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70% 小数点4位以下切捨て)により計算します		
③計算方法 ④税金	 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・利息には、源泉分離課税20%(国税15%・地方税5%)がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります 		
7. 手 数 料			
8. 付加できる特約事項	・預入金額が1万円以上で自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率) ・預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます ・マル優の取扱いができます		
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻しますなお、中途解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたしますまた、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息額との差額を清算いたします 預入期間 6カ月未満 普通預金利率 預入期間 6カ月以上 約定利率×50% 預入期間 1年以上 約定利率×70%		
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合せください		

11. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時~17時、058-265-1151)で受付けています 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時~17時、03-3517-5825)にお申し出くださいまた、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能ですなお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけますその際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります
		詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談 所にお問合わせください
12. その他参考となる事項	・預入金額が3	O利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します 300万円以上のものは、利息分割受取型定期預金の取扱いが可能です 全保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます